

【スキルアップ講座延期に伴う単位特例措置について】

新型コロナウイルス感染症拡大により、4月・5月実施予定のスキルアップ講座が2月開催に延期となりました。

延期により単位不足となる方への救済措置として、以下内容で特例措置を実施いたします。

《内容》

来年2月開催予定のスキルアップ講座受講を条件に、今年に必要な単位を取得したものと認めます。

対象の方：肥満症専門医（更新）/肥満症生活習慣病改善指導士（新規・更新）

《手続》

特例措置適用をご希望の方は、単位取得証明書に受講予定のスキルアップ講座名（日時・会場）を明記のうえご提出下さい。

《更新申請の方》

資格の空白期間が生じないよう、必要単位の取得まで以前の資格期間を延長します。

※但し認定証は、2月開催のスキルアップ講座受講確認後に発送いたします。

《新規申請の方》

2月開催スキルアップ講座を受講し単位取得後、資格期間を開始することとします。

例：2月14日スキルアップ講座(東京会場)受講者の認定期間は2021年2月15日～2025年12月31日

例：2月20日スキルアップ講座(神戸会場)受講者の認定期間は2021年2月21日～2025年12月31日

となります。

※認定証は、2月開催のスキルアップ講座受講確認後に発送いたします。